

第1回卸売市場法改正対応検討委員会の結果について

第1回卸売市場法改正対応検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催したので、その概要を次のとおり報告します。

1 開催日時 平成30年10月19日（金）午後1時～1時30分

2 開催場所 盛岡市中央卸売市場 本棟第1会議室

3 出席者

盛岡市（開設者）	1名
丸モ盛岡中央青果（株）	1名
盛岡青果卸売協同組合	1名
盛岡青果商業協同組合	2名
盛岡水産（株）	1名
盛岡水産物卸売協同組合	1名
盛岡水産物商業協同組合	1名
関連事業者協同組合	1名
（株）ベルジョイス	1名
委員出席者計	10名／13名（委員総数）
事務局（市場業務課）	4名

4 結果概要

(1) 検討委員会設置要領の承認について

卸売市場法等の改正に伴う盛岡市中央卸売市場業務規程の改正に当たり、市場運営の基本的な事項及びその他重要事項について意見の聴取、意見の集約等を目的として案に基づき検討委員会を設置することを説明し、出席者一同異議なく承認され、今回の検討委員会を第1回とすることとした。

(2) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の概要説明

次の事項について資料に基づき一括説明を行った。委員1名の質疑以外に発言はなく、第1回検討委員会を終了した。

ア 卸売市場法の改正の概要及び骨子

イ 卸売市場法の改正に伴う政省令案（骨子）について

ウ 卸売市場に関する基本方針（案）について

エ 各卸売市場において定める必要のある内容について

オ スケジュールの概要について

【質疑】

「市場活性化ビジョン2017」についても改訂を伴うものか。【委員】

【回答】

検討委員会等で意見を集約していく状況に応じて、必要があれば市場活性化ビジョン推進委員会を通じ、並行して改訂を進めることとなる。【会長】

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法 の一部を改正する法律の概要

背景

- 食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要。今後も食品流通の核として堅持。
- 農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要。
- このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進。

法律の概要

1 卸売市場法の改正

- (1) 農林水産大臣は、次の事項を定めた卸売市場に関する基本方針を定める。
(第3条)
- [・業務の運営に関する事項 ・施設に関する事項 ・その他重要事項]
- (2) 基本方針等に即し、生鮮食料品等の公正な取引の場として、①から⑥の共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、中央卸売市場又は地方卸売市場として農林水産大臣又は都道府県知事が認定・公表し、指導・検査監督する。(第4条から第14条まで)
- | | |
|---------------------|-------------------|
| ① 売買取引の方法の公表 | ⑤ 取引条件の公表 |
| ② 差別的取扱いの禁止 | ⑥ 取引結果の公表 |
| ③ 受託拒否の禁止(中央卸売市場のみ) | ⑦ その他の取引ルールの公表(※) |
| ④ 代金決済ルールの策定・公表 | |
- ※ 第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致等。卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏み、共通の取引ルールに反しない範囲において定めることができる。
- (3) 国は、2(2)の食品等流通合理化計画に従って行われる中央卸売市場の整備に対し、予算の範囲内において、その費用の4/10以内を補助できる。(第16条)

2 食品流通構造改善促進法の改正

- (1) 農林水産大臣は、次の事項を定めた食品等の流通の合理化に関する基本方針を定める。(第4条)
- [・流通の効率化 ・品質・衛生管理の高度化
 ・情報通信技術等の利用 ・国内外の需要への対応]
- (2) 農林水産大臣は、基本方針等に即し、食品等の流通の合理化を図る事業に関する計画を認定する。(第5条)
- (3) 認定を受けた者は、農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の出資等の支援を受けることができる。(第7条から第26条まで)
- (4) 農林水産大臣は、食品等の取引状況について定期的な調査を行い、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じ、不公正な取引方法があると思料する場合には公正取引委員会に通知する。(第27条から第29条まで)

※上記の改正に伴い、題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改める。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の骨子

平成30年6月
農林水産省

I 趣旨

卸売市場を食品流通の核としつつ、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することにより、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図る。

II 法律の概要

1 卸売市場法の一部改正

(1) 目的（第1条）

この法律は、卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

(2) 卸売市場に関する基本方針（第3条）

農林水産大臣は、次の事項を内容とする卸売市場に関する基本方針を定める。

- ① 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項
- ② 卸売市場の施設に関する基本的な事項
- ③ その他卸売市場に関する重要事項

(3) 卸売市場の認定等

① 卸売市場の認定（第4条第1項から第5項まで及び第13条第1項から第5項まで）

卸売市場であって次の要件に適合しているものは、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けて、中央卸売市場^註又は地方卸売市場と称することができる。

注）中央卸売市場は、その施設の規模が一定の規模以上であること等省令で定める基準に該当する卸売市場に限る。

ア 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

イ 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

ウ 業務規程に開設者が行う次の事項が定められていること。

（ア）差別的取扱いの禁止

（イ）卸売の数量及び価格等の公表

（ウ）卸売業者、仲卸業者等の取引参加者に対する指導及び助言、報告及び検査、是正の求め等の措置

（エ）売買取引の方法及び代金決済の方法の策定及び公表

エ 業務規程に卸売業者等が行う次の事項（共通の取引ルール）が定められていること。

（ア）開設者が定めた売買取引の方法による卸売の実施

（イ）差別的取扱いの禁止

（ウ）受託拒否の禁止（中央卸売市場のみ）

（エ）開設者が定めた代金決済の方法による代金決済の実施並びに卸売業者の事業報告書の作成及び閲覧

（オ）売買取引の条件の公表

（カ）売買取引の結果の公表

オ その他の取引ルール（第三者販売、直荷引き、商物分離等）を定める場合には、次の要件に適合すること。

（ア）共通の取引ルールに反するものでないこと。

（イ）取引参加者の意見を聴いて定められていること。

（ウ）当該取引ルール及び当該取引ルールが定められている理由が公表されていること。

カ 開設者が取引参加者に取引ルールを遵守させるために必要な体制を有すること。

キ 生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

ク 卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合すること。

② 認定卸売市場の公示（第4条第6項及び第13条第6項）

農林水産大臣及び都道府県知事は、認定した卸売市場の名称等を公示する。

- ③ 開設者に対する指導及び助言等（第9条から第12条まで及び第14条）
農林水産大臣及び都道府県知事は、認定を受けた開設者に対し、指導及び助言、報告及び検査、措置命令又は認定の取消しを行うことができる。

(4) 支援措置（第16条）

国は、中央卸売市場の開設者であって2（2）②の食品等流通合理化計画の認定を受けたものの施設整備に対し、予算の範囲内において、その費用の10分の4以内を補助することができる。

2 食品流通構造改善促進法の一部改正

(1) 目的（第1条）

この法律は、食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及び食品等流通合理化計画の認定、その実施に必要な支援措置その他の措置を講ずるとともに、食品等の取引の適正化を図るため、農林水産大臣による調査の実施その他の措置を講じ、もって農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

(2) 食品等の流通の合理化のための措置

① 食品等の流通の合理化に関する基本方針（第4条）

農林水産大臣は、次の事項を内容とする食品等の流通の合理化に関する基本方針を定める。

- ア 食品等の流通の効率化に関する措置
- イ 食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化に関する措置
- ウ 食品等の流通における情報通信技術その他の技術の活用に関する措置
- エ 食品等に係る国内外の需要への対応に関する措置

② 食品等流通合理化計画の認定（第5条）

食品等の流通の合理化を図る事業を実施しようとする者は、食品等流通合理化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

③ 支援措置（第7条から第26条まで）

認定を受けた者に対し、次の支援措置を講ずる。

- ア 株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の出資等
- イ 食品等流通合理化促進機構（現食品流通構造改善促進機構）の債務保証
- ウ 株式会社日本政策金融公庫の融資等

(3) 食品等の取引の適正化のための措置

① 農林水産大臣による取引状況等に関する調査（第27条及び第28条）

農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引状況等に関する調査を行い、当該調査の結果に基づき指導・助言等の措置を講ずる。

② 農林水産大臣による公正取引委員会への通知（第29条）

農林水産大臣は、食品等の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知する。

(4) 題名

題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改める。

Ⅲ 施行期日等

1 施行期日

(1) 卸売市場法の一部改正（附則第1条第3号）

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(2) 食品流通構造改善促進法の一部改正（附則第1条柱書）

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とする。

2 中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置（附則第3条第5項）

現行の中央卸売市場又は地方卸売市場による認定の申請については、卸売市場の施設に関する事項等の記載を省略することができる。

3 検討（附則第11条）

この法律の施行後5年を目途として、食品等の生産、流通及び消費の動向及び実態を踏まえ、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

卸売市場法の改正に伴う政省令案（骨子）について

平成 30 年 8 月
農 林 水 産 省

改正後の卸売市場法	政省令案（骨子）
<p>1 中央卸売市場</p> <p>(1) 中央卸売市場の認定（法第 4 条・第 5 条）</p> <p>① 卸売市場（その施設の規模が一定の規模以上であることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものに限る。）であって、認定要件に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができる。（法第 4 条第 1 項）</p> <p>② その開設する卸売市場について認定を受けようとする開設者は、<u>農林水産省令で定めるところにより</u>、次の事項を記載した<u>申請書を農林水産大臣に提出して</u>、認定の申請をしなければならない。（法第 4 条第 2 項）</p> <p>ア 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名</p> <p>イ 卸売市場の名称</p> <p>ウ 卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項</p> <p>エ 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項</p> <p>オ 卸売市場の業務の運営体制に関する事項</p> <p>カ 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項</p> <p>キ 卸売市場の卸売業者に関する事項</p> <p>ク <u>その他農林水産省令で定める事項</u></p>	<p>1 中央卸売市場の施設規模の基準（省令第 1 条）</p> <p><u>卸売場、仲卸売場及び倉庫（冷蔵又は冷凍を含む。）の面積の合計が、取扱品目が属する生鮮食料品等の区分に応じ、<u>おおむね次の面積以上</u>である。</u></p> <p>青果：10,000 m² 水産物：10,000 m² 肉類：1,500 m² 花き：1,500 m² その他の生鮮食料品等：1,500 m²</p> <p>2 中央卸売市場の認定申請の手続（省令第 2 条）</p> <p><u>認定の申請書は様式に従って作成するとともに、卸売市場の施設の配置図等の書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>その他の申請書の記載事項として、「卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項」を定める。</u></p>

※ 下線部分はポイント

改正後の卸売市場法	政省令案（骨子）
<p>③ 開設者は、卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、<u>農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表</u>すること。（法第4条第5項第3号ロ）</p> <p>④ 開設者は、<u>売買取引の方法及び決済の方法を定め、農林水産省令で定めるところにより公表</u>すること。（法第4条第5項第4号）</p> <p>⑤ 卸売業者は、<u>農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。）を公表</u>すること。（法第4条第5項第5号表の4の項）</p>	<p>3 中央卸売市場の開設者の業務の方法（省令第3条・第4条）</p> <p>（1）<u>売買取引の結果等の公表（省令第3条）</u> 日ごとの卸売の数量及び価格のほか、<u>日ごとの卸売予定数量をインターネットの利用その他の適切な公表方法により公表</u>する。</p> <p>（2）<u>売買取引の方法・決済の方法の公表（省令第4条）</u> <u>インターネットの利用その他の適切な公表方法により公表</u>する。</p> <p>4 中央卸売市場の卸売業者の遵守事項（省令第5条～第8条）</p> <p>（1）<u>売買取引の条件の公表事項等（省令第5条）</u> 次の事項について、<u>インターネットの利用その他の適切な公表方法により公表</u>する。</p> <p>① <u>取扱品目</u> ② <u>営業日・営業時間</u> ③ <u>生鮮食料品等の引渡しの方法</u> ④ <u>委託手数料等の種類・内容・額</u> ⑤ <u>販売代金の支払期日・支払方法</u> ⑥ <u>奨励金等がある場合、その種類・内容・額（交付基準を含む。）</u></p>

改正後の卸売市場法	政省令案（骨子）
<p>⑥ 卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について当該卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、<u>農林水産省令で定める正当な理由</u>がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。（法第4条第5項第5号表の5の項）</p> <p>⑦ 卸売業者は、<u>農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書（農林水産省令で定めるもの）</u>について閲覧の申出があった場合には、<u>農林水産省令で定める正当な理由</u>がある場合を除き、これを閲覧させること。（法第4条第5項第5号表の6の項（2））</p>	<p>（2）受託拒否の正当な理由（省令第6条） 受託拒否の正当な理由として、次のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>食品衛生上有害</u>である場合 ② <u>過去に全て残品</u>となり販売に至らなかった生鮮食料品等と<u>品質が同程度</u>である場合 ③ 卸売業者が当該卸売市場における卸売の業務のために使用する<u>施設の受入れ能力を超える</u>場合 ④ <u>法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある</u>場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合 ⑤ 卸売業者が公表した<u>売買取引の条件に基づかない</u>場合 ⑥ 当該卸売市場以外の場所における<u>売買取引の残品の出荷</u>であることが明白である場合 ⑦ 販売の委託の申込みが暴力団員等から行われたものである場合 <p>（3）事業報告書の作成・閲覧の手続（省令第7条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業報告書は、当該<u>事業年度経過後90日以内</u>に、開設者に提出する。 ② 出荷者が閲覧できる情報は、卸売業者の<u>貸借対照表及び損益計算書</u>とする。 ③ 卸売業者が閲覧の申出を拒否できる正当な理由として、<u>販売の委託をする見込みがないと認められる者からの申出</u>がなされた場合等を定める。

改正後の卸売市場法	政省令案（骨子）
<p>⑧ 卸売業者は、<u>農林水産省令で定めるところにより</u>、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の收受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として<u>農林水産省令で定めるものを定期的に公表</u>すること。（法第4条第5項第5号表の7の項）</p> <p>⑨ 卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして<u>農林水産省令で定める要件</u>に適合するものであること。（法第4条第5項第9号）</p> <p>⑩ この法律その他<u>生鮮食料品等の取引に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられた等の法人等は</u>、中央卸売市場の認定を受けることができない。（法第5条第2号）</p> <p>（2）申請書の記載事項等の変更の認定（法第6条） 中央卸売市場の開設者は、<u>申請書の記載事項又は業務規程の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）</u>をしようとするときは、<u>農林水産省令で定めるところにより</u>、農林水産大臣の<u>変更の認定</u>を受けなければならない。（法第6条第1項）</p>	<p>（4）売買取引の結果等の公表事項等（省令第8条） 日ごとの卸売の数量・価格のほか、<u>日ごとの卸売予定数量並びに月ごとの委託手数料の受領額及び奨励金等がある場合その月ごとの交付額について、インターネットの利用</u>その他の適切な公表方法により公表する。</p> <p>5 中央卸売市場の認定要件（省令第9条） 卸売市場の適正かつ健全な運営に必要な要件として、次のとおり定める。</p> <p>① 開設者が、当該卸売市場の<u>業務運営に必要な資金を確保</u>できると見込まれること。</p> <p>② 当該卸売市場の<u>全ての取扱品目について卸売業者が存在し、かつ、当該卸売業者が卸売の業務を適確に遂行</u>できると見込まれること。</p> <p>6 欠格事由（政令第1条） 生鮮食料品等の取引に関する法律として、<u>独占禁止法、食品衛生法等</u>を定める。</p> <p>7 申請書の記載事項等の変更の認定等（省令第11条・第12条）</p> <p>（1）変更の認定の申請（省令第11条） 変更の認定を受けようとする開設者は、<u>様式に従った申請書を農林水産大臣に提出</u>しなければならない。</p> <p>（2）軽微な変更（省令第12条） 申請書の記載事項等の軽微な変更は、<u>開設者の名称・住所、代表者の氏名、卸売市場の名称等</u>とする。</p>

改正後の卸売市場法	政省令案（骨子）
<p>2 地方卸売市場（法第 13 条） 卸売市場であって、認定要件に適合しているものは、都道府県知事の認定を受けて、地方卸売市場と称することができる。 〔中央卸売市場の施設規模の基準を除き、<u>中央卸売市場と同様の事項を政省令に委任。</u>〕</p> <p>3 都道府県が処理する事務等（法第 17 条）</p> <p>① 農林水産大臣の事務の一部は、<u>政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととする。</u>（法第 17 条第 1 項）</p> <p>② 農林水産大臣の権限は、<u>農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任</u>することができる。（法第 17 条第 2 項）</p> <p>4 中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置（附則第 3 条第 5 項） 改正前の許認可を受けた中央卸売市場又は地方卸売市場に係る認定申請については、<u>卸売市場の施設に関する事項その他の農林水産省令で定める事項の記載を省略</u>することができる。</p>	<p>8 地方卸売市場に関する規定（省令第 17 条～第 30 条） <u>基本的に中央卸売市場と同様の内容を定める。</u> なお、地方卸売市場の実態等を踏まえ、都道府県が申請・届出の様式等を別に定める場合には、その様式等を認める。</p> <p>9 都道府県が処理する事務（政令第 2 条） 中央卸売市場の開設者に対する<u>業務・財産に関する報告及び資料の提出並びに立入検査</u>は、都道府県知事が行う。ただし、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>10 地方農政局長への委任（省令第 32 条） <u>申請書の記載事項等の軽微な変更の届出の受理等</u>、定型的な事務処理は地方農政局長に委任する。</p> <p>11 申請書の記載事項等の省略（省令附則第 2 条） 次の事項を省略することができる。</p> <p>（1）申請書の記載事項</p> <p>① <u>卸売市場の施設に関する事項</u> ② <u>卸売業者に関する事項</u> ③ <u>卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項</u></p> <p>（2）添付書類</p> <p>① <u>開設者の定款、登記事項証明書、役員名簿、事業報告書等</u> ② <u>卸売市場の施設の配置図</u> ③ <u>卸売業者の定款、登記事項証明書、役員名簿及び事業報告書</u></p>

卸売市場に関する基本方針（案）

平成30年 8 月
農 林 水 産 省

第 1 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

1 卸売市場の位置付け（法第 1 条、第 2 条、第 4 条及び第13条関係）

中央卸売市場及び地方卸売市場（以下単に「卸売市場」という。）が有する集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等が果たされることにより、食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待される。

他方、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応のためには、卸売市場を含めて新たな需要の開拓や付加価値の向上を実現することが求められる。

流通が多様化する中で、卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが期待される。

また、地方公共団体を始めとする開設者は、地域住民からの生鮮食料品等の安定供給に対するニーズに応えつつ、高い公共性を果たす必要がある。

2 卸売市場におけるその他の取引ルールの設定（法第 4 条第 5 項第 6 号及び第13条第 5 項第 6 号関係）

開設者は、法に基づき、取引参加者の意見を十分に聴いた上で、その他の取引ルールとして、次のような行為について遵守事項を定めることができる。

ア 商物分離

卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売業者による卸売

イ 第三者販売

仲卸業者及び売買参加者（開設者から事実行為として承認等を受けて卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。）以外の者への卸売業者による卸売

ウ 直荷引き

仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受け

エ 自己買受け

卸売業者による卸売の相手方としての買受け

オ 地方卸売市場における受託拒否の禁止

地方卸売市場において出荷者から販売の委託があった場合の卸売業者による受託拒否の禁止

開設者は、その他の取引ルールを定める場合には、卸売業者及び仲卸業者だけでなく出荷者や売買参加者を始めとする取引参加者の意見を偏りなく十分に聴き、議事録等を公表する等により今後の事業展開に関する新しいアイデア等を共有するほか、卸売市場の施設を有効に活用する新規の取引参加者の参入を促す等、取扱品目ごとの実情に応じて卸売市場の活性化を図る観点から、ルール設定を行う。

3 卸売市場における指導監督

(1) 開設者による指導監督（法第4条第5項第3号ハ及び第7号並びに第13条第5項第3号ハ及び第7号関係）

開設者は、取引参加者が遵守事項に違反した場合には、指導及び助言、是正の求め等の措置を講ずるとともに、卸売業者の事業報告書等を通じて卸売業者の財務の状況を定期的に確認する。

また、開設者は、卸売市場の業務を適正に運営するため、指導監督に必要な人員の確保等を行う。

(2) 国及び都道府県による指導監督（法第9条から第12条まで（第14条において準用する場合を含む）関係）

農林水産大臣及び都道府県知事は、毎年、開設者から卸売市場の運営の状況に関する報告を受けるとともに、卸売業者等の業務の状況を把握する。

また、農林水産大臣及び都道府県知事は、必要に応じ、開設者に対して報告徴収及び立入検査を行い、指導及び助言や措置命令の措置を講ずるほか、重大な法令違反等があった場合にはその認定を取り消すことにより、卸売市場における公正な取引を確保する。

第2 卸売市場の施設に関する基本的な事項

1 卸売市場の施設整備の在り方（第4条第5項第8号、第13条第5項第8号及び第16条関係）

卸売市場は、都市計画との整合等を図りつつ取扱品目の特性、需要量等を踏まえ、売場施設、駐車施設、冷蔵・冷凍保管施設、輸送・搬送施設、加工処理施設、情報処理施設等、円滑な取引に必要な規模及び機能を確保する。

また、開設者の指定を受けて卸売業者、仲卸業者等が保有する卸売市場外の施設を一時的な保管施設として活用し、卸売市場の施設の機能を有効に補完する。

その上で、各卸売市場ごとの取引実態に応じて、次のような創意工夫をいかした事業展開が期待される。

(1) 流通の効率化

トラックの荷台と卸売場の荷受口との段差がなく円滑に搬出入を行うことができるトラックバースや、産地から無選別のまま搬入した上で一括して選果等を行う選別施設の整備、卸売市場内の物流動線を考慮した施設の配置等、卸売市場における流通の効率化に取り組む。

また、複数の卸売市場間のネットワークを構築し、一旦拠点となる卸売市場に集約して輸送した後他の卸売市場へと転送するハブ・アンド・スポーク等、他の卸売市場と連携した流通の効率化に取り組む。

(2) 品質管理及び衛生管理の高度化

トラックの荷台と低温卸売場の荷受口との隙間を埋めて密閉するドックシェルターや、低温卸売場、冷蔵保管施設、低温物流センターの整備等によるコールドチェーンの確保に取り組む。

また、輸出先国のHACCP基準を満たす閉鎖型施設や、品質管理認証の取得に必要な衛生設備等、高度な衛生管理に資する施設の整備に取り組む。

(3) 情報通信技術その他の技術の利用

IoTを始めとする情報通信技術の導入により、低温卸売場の温度管理状況、保管施設の在庫状況、物流センターの出荷・発注状況等を事務所にいながらリアルタイムで把握できるようにする等、情報通信技術等の利用による効率的な商品管理等に取り組む。

(4) 国内外の需要への対応

加工食品の需要の増大に対応するための加工施設の整備、小口消費の需要の増大に対応するための小分け施設やパッケージ施設の整備等、国内の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

また、全国各地から多種多様な商品が集まる特性をいかし、加工や包装、保管、輸出手続等を一貫して行う輸出拠点施設の整備等、海外の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

(5) 関連施設との有機的な連携

主として生鮮食料品等の卸売を行う卸売市場の役割を基本としつつ、関係者間の調整を行った上で、卸売市場外で取引される食品等を含めて効率的に輸送する、広く開かれた卸売市場として一般消費者に対しても生鮮食料品等を販売する、卸売市場から原材料を供給して加工食品を製造する等、卸売市場の機能を一層有効に発揮できるよう、卸売市場の内外において関連施設の整備に取り組む。

2 国による支援（第16条関係）

卸売市場の施設の整備には、予算措置により国が助成し、特に中央卸売市場の開設者が食品等流通合理化計画に従って施設の整備を行う場合には、法に基づき、予算の範囲内において、その費用の10分の4以内を補助することができる。

第3 その他卸売市場に関する重要事項

1 災害時等の対応

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等に努めるとともに、開設者は、社会インフラとして迅速に生鮮食料品等を供給できるよう、地方公共団体と食料供給に関する連携協定の締結等に努める。

2 食文化の維持及び発信

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、多種多様な野菜及び果物、魚介類、肉類等の食材の供給や、小中学生や消費者との交流等を通じて、食文化の維持及び発展に努める。

3 人材育成及び働き方改革

卸売業者及び仲卸業者は、人手不足の中で必要な人材を確保するため、労働負担を軽減する設備の導入、休業日の確保、女性が働きやすい職場づくり等、卸売市場の労働環境の改善に努める。

これから各卸売市場で決めていく具体的内容①

申請書

- 法人であること

1. 開設者の名称, 住所, 代表者の氏名
2. 卸売市場の名称
3. 卸売市場の位置, 面積, 施設に関する事項
4. 卸売市場の取扱品目, 取扱品目ごとの取扱数量・金額に関する事項
5. 卸売市場の業務の運営体制に関する事項
6. 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項
7. 卸売市場の卸売業者に関する事項
8. その他農林水産省令で定める事項

例えば

- ① 野菜及び果実並びにこれらの加工品
- ② 生鮮水産物及びその加工品
- ③ 肉類等及びその加工品
- ④ 花き
- ⑤ 加工食品

※生鮮食料品等とは、

- 野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品
- 花き

- 取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること（開設部門と卸売部門の分離等）

これから各卸売市場で決めていく具体的内容②

業務規程

1. 卸売市場の業務の方法

- ① 開設者は、卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしないこと
- ② 開設者は、卸売の数量、価格等を公表すること
- ③ 開設者は、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な指導・助言、報告・検査、是正の求め等の措置をとることができること
- ④ 卸売業者の売買取引の方法
- ⑤ 取引参加者の決済の方法

- 事業者に対する関与（許可、登録、届出等）
- 事業者に対する監督（指導・助言、報告・検査、是正命令、許可等取消・契約解除、過料・違約金等）

- せり・入札、相対取引等

2. 取引参加者が遵守すべき事項

- ① 売買取引の原則（取引参加者）
- ② 差別的取扱いの禁止（卸売業者）
- ③ 売買取引の方法（卸売業者）
- ④ 売買取引条件の公表（卸売業者）
- ⑤ 受託拒否の禁止（中央卸売市場のみ）（卸売業者）
- ⑥ 決済の確保
 - ・ 業務規程で定められた方法での決済（取引参加者）
 - ・ 事業報告書の作成等（卸売業者）
- ⑦ 売買取引の結果等の公表（卸売業者）
- ⑧ その他の遵守事項（※）

- 出荷者－卸、卸－仲卸・買参、仲卸－買出人の決済の支払期日、支払方法

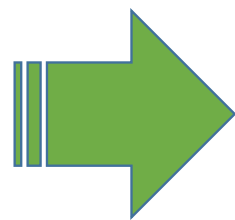
- 開場期日・時間
- 第三者販売
- 直荷引き
- 商物分離
- 自己買付
- 一般消費者向け販売
- 受託拒否の禁止（地方市場）
- 卸売担当者の資格
- 商品の引渡・検収
- 品質管理の方法等

これから各卸売市場で決めていく具体的内容③

その他の遵守事項を定める場合の要件

1. 当該遵守事項が**共通の遵守事項**（前ページの2の①から⑦まで）**の内容に反するものでないこと**
2. 当該遵守事項が**取引参加者の意見を聴いて定められていること**
3. 当該**遵守事項**，当該**遵守事項が定められた理由が公表**されていること

改正卸売市場法で 「卸売市場の見える化」 が強化されます。



先取りして
アグリーチ
しませんか。



第4条第5項第5号表（遵守事項）の4の項 売買取引条件の公表

- 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引条件（売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。）を公表すること

- ① 営業日・営業時間
- ② 取扱品目
- ③ 引渡の方法
- ④ 委託手数料等出荷者が負担する費用
- ⑤ 奨励金

※ 公表の方法はインターネットその他の方法となる予定であり、
自社HPや市場内掲示での公表でOK。

1. まずサイトにアクセス



アグリーチ 検索

2. 「新規登録」をクリック

あとはガイダンスにそって仮登録
メールを送り、登録フォーマット
から必要事項を記入するだけ
(所要10分程度)



【登録項目】

- ・ 会社名
- ・ 担当者名
- ・ 取扱品目
- ・ 営業日・営業時間
- ・ 手数料等
- ・ 引渡方法
- 等

すでに50社を超える
卸売業者が
アグリーチ
しています。
今すぐアクセス！

スケジュールの概要について

平成 30 年 6 月 22 日	卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律公布（卸売市場法は公布の日から 2 年を超えない範囲内で施行）
10 月	卸売市場法改正対応検討委員会設置 卸売市場法の改正に伴う政省令及び「卸売市場法に関する基本方針」の公表（予定）
11 月	卸売市場法改正概要の場内業者説明会
11 月以降	取引委員会や卸売市場法改正検討委員会における協議
平成 31 年 3 月	業務規程改正基本方針の決定 （盛岡市中央卸売市場運営協議会）
4 月～5 月	業務規程改正案作成，必要に応じて「市場活性化ビジョン 2018」の改訂を検討
6 月～10 月	パブリックコメント，業務規程（案）の農林資産省事前審査，市諸規程審査委員会等
11 月	全員協議会説明
12 月	市議会定例会議決予定
平成 32 年 1 月以降	認定申請 認定
6 月頃	改正卸売市場法施行，新制度へ移行

★ 卸売市場法改正とは別に市議会 9 月定例会において，消費税法改正に伴う業務規程を改正する予定である。

卸売市場法改正対応検討委員会設置要領

(平成 30 年 10 月 19 日会長決裁)

(設置)

第 1 条 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成 30 年 6 月 22 日公布)の施行に伴い、盛岡市中央卸売市場業務規程(昭和 46 年条例第 51 号)の改正に当たり、卸売市場業務の運営に関する基本的な事項及びその他卸売市場に関する重要事項等に関し、広く関係者の意見を聴取するとともにその集約を目的とし、卸売市場法改正対応検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 検討委員会は、会長及び委員若干名をもって組織する。

2 会長は、盛岡市中央卸売市場長とし、委員は盛岡市中央卸売市場運営協会の役員をもって充てる。ただし、会長が必要と判断した場合は、この限りでない。

3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故あるときは、会長が予め指名する委員がその職務を代行する。

5 検討委員会には部会、専門委員会、その他の下部組織を設置することができる。

6 会長が必要と判断した場合は、関係者に対し個別に意見聴取等を行うことができるものとする。

(招集)

第 3 条 検討委員会は、会長が召集する。

(庶務)

第 4 条 検討委員会の庶務は、盛岡市中央卸売市場業務課において処理する。

(補足)

第 5 条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要領は、平成 30 年 10 月 19 日から施行する。